

投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定

日本国政府及びモロッコ王国政府は、

日本国及びモロッコ王国（以下「両締約国」という。）の間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の領域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

投資の相互の促進及び保護が、事業に係る発意を促し、及び両締約国において一層の繁栄をもたらすこととなることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国が規制を行う固有の権利を有することを認めるとともに、立法上及び規制上の優先事項を定め、公共の福祉を保護し、並びに公共の福祉に係る正当な目的（公衆衛生、安全、環境、有限天然資源（生物で

あるか非生物であるかを問わない。)の保存、金融システムの健全性及び安定性、公衆の道德等)を保護するため、両締約国の柔軟性を保持することを決意して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

- (a) 「投資財産」とは、投資家が、関係法令に従って形成し、及び直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産であつて、投資としての性質(例えば、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待、危険の負担又は一定の期間)を有するものをいい、特に次のものを含む。
- (i) 企業及び企業の支店
 - (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分
 - (iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券
 - (iv) 契約(完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。)に基づく権利
 - (v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi) 世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及びこれに類する国際協定であつて両締約国が当事国であるものに規定する知的財産権

(vii) 特許、免許、承認、許可及び法令又は契約によつて与えられる類似の権利（天然資源の探索、栽培、抽出又は採掘のための権利を含む。）

(viii) 他の全ての資産（動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

注釈 この協定の適用上、投資財産には、次のものを含まない。

(i) 締約国が発行する債務証券又は締約国若しくは公的企業に対する貸付金

(ii) 次のもののみから生ずる金銭債権

(A) 一方の締約国の領域にある国民又は企業による他方の締約国の領域にある国民又は企業に対する物品又はサービスの販売のための商事契約

(B) 商業取引に関連する信用の供与（貿易金融等。ただし、この(a)(iii)に規定する貸付金を除く。）

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料（以下「投資財産に係る収益」という。）を含む。

投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。ただし、当該変更が、投資が行われる締約国の法令に反しないことを条件とする。

(b) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の領域において投資を行つており、又は既に行つたものをいう。

(i) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人。ただし、二重国籍者である自然人は、専らその支配的かつ実効的な国籍の国の国民とみなす。

(ii) 締約国の企業であつて、当該締約国の領域において実質的な事業活動を行っているもの

注釈 第三国の企業の支店であつて、締約国の領域に所在するものは、当該締約国の投資家とみなさない。この協定の適用上、「企業の支店」とは、締約国の領域に所在する支店であつて、当該領域において事業活動を行うものをいう。

(c) (i) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分

を所有する場合をいう。

(ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(d) 「締約国の企業」とは、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体をいう。

(e) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、管理、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(f) 「領域」とは、

(i) 日本国については、その領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii) モロッコ王国については、モロッコ王国の領域並びにモロッコ王国の領水の外側に位置する海域であつて、海洋法に関する国際連合条約に従い、モロッコ王国の法令により、海底及びその下並びに天然資源に関するモロッコ王国の権利を行使することのできる区域として指定されたもの又は将来において指定されるものをいう。

(g) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(h) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第二条 投資の許可及び促進

1 一方の締約国は、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可するものとし、他方の締約国の投資家による投資が自国の領域において行われるための良好な条件を可能な限り醸成する。

2 投資財産の実質的な拡張、変更又は転換であつて、その領域において投資が行われる締約国において効力を有する法令により許可の対象とされ、かつ、当該法令に従つて行われるものは、新たな投資とみなす。

3 その領域において再投資が行われる締約国の法令に従つて再投資される投資財産に係る収益は、当初の投資財産に与えられる保護と同一の保護を享受する。

4 相互の投資の流れを助長するために、一方の締約国は、他方の締約国及び他方の締約国の投資家の双方

に対し、自国の領域における投資の機会に関する情報を提供することができる。

5 各締約国は、自国の法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを可能な限り合理的な期間内に公表し、又は公に入手可能なものとする。

6 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、一般に適用される司法上の決定及び5に規定する事項に関して、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報（当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供する。

7 5及び6の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

8 各締約国は、緊急の場合又は純粹に軽微な場合を除くほか、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第三条 内国民待遇及び最恵国待遇

- 1 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- 2 1の規定は、いずれか一方の締約国が、租税に関する自国の法令に従って与える待遇の間に差異を設けることを妨げるものではない。
- 3 1の規定は、次のものについては、適用しない。
 - (a) 補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）
 - (b) 締約国又は公的企業が締結する政府調達契約の条件に基づいて与えられる待遇
- 4 1の規定は、一方の締約国が、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。
- 5 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

6 5に規定する待遇には、国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

7 5の規定は、一方の締約国に対し、次に掲げる現行又は将来の協定又は取決めであつて、自国が当事国であるもの又は将来当事国となるものに基づいて与える待遇、特惠又は特権から得られる利益を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

(a) 自由貿易地域、関税同盟、経済同盟若しくは通貨同盟、共同市場又は他の形態の地域的な協定

(b) 知的財産権の保護に関する多数国間協定

(c) 専ら又は主として租税に関する国際協定又は取決め

第四条 一般的待遇

1 一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈 両締約国は、「国際慣習法」全般及び特にこの条に規定する「国際慣習法」が、各国が法的義務であるとの認識により従う各国の一般的なかつ一貫した慣行から生ずるとの理解を共有していることを確認する。両締約国は、また、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準とは、外国人の

投資財産を保護するためのあらゆる国際慣習法上の原則をいうことを確認する。

2 締約国による規制の変更は、当該変更の事実のみをもって1の規定の違反を構成するものではない。

3 (a) 「公正かつ衡平な待遇」には、正当な法の手続の原則に従い、裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利を保証し、並びに刑事上、民事上又は行政上の手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含むことが了解される。

(b) 「十分な保護及び保障」の要件により、各締約国は、国際慣習法上求められる必要な程度の警察の保護を確保することが義務付けられると了解される。

4 いずれの一方の締約国も、自国の領域において、不合理、恣意的又は差別的な措置により、他方の締約国の投資家の投資活動をいかなる意味においても阻害してはならない。

第五条 特定措置の履行要求の禁止

両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく自国の義務を再確認する。この条の規定の適用に関する紛争は、国際的な仲裁に関する第十六条の規定の対象とならない。

第六条 他の協定との関係

この協定のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定及び知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第七条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するため、措置をとり、及び努力を払うことを確保するよう努める。

第八条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、外国人の入国、滞在及び居住に関する自国の法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人に対し、投資に関連する活動に従事することを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを許可する。

第九条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただ

し、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 2から4までの規定に従って行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
- (d) 正当な法の手続に従って実施するものであること。

2 補償は、収用が公表された時の直前又は収用が行われた時の直前のいずれか早い方における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、不当に遅滞することなく支払うものとし、支払の日までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づく利子を含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること及び収用の日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該収用を行った締約国の法令に基づき、当該締約国の司法当局又は行政裁判所若しくは正当に権限を与えられた行政機関により、当該収用の合法性及び補償の額に関し、この

条に定める原則に従って速やかな審査を受ける権利を有する。

5 この条の規定は、知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が両締約国が当事国である知的財産に関する国際協定に適合する限りにおいて、適用しない。

注釈 収用については、附属書の規定に従って解釈する。

第十条 損失又は損害に対する補償

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の領域における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の領域にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるとする。

3 1の規定の適用を妨げることなく、一方の締約国の投資家であつて他方の締約国の領域において1に規定するいずれかの事態において当該他方の締約国の軍隊又は当局による自己の財産の全部又は一部の徴発又は当該事態において必要とはされなかつた破壊により損失を被つたものは、当該他方の締約国により迅速、適當かつ効果的な原状回復又は補償を与えられる。

第十一条 資金の移転

1 一方の締約国は、租税に関する自国の関係法令に基づく納税義務を他方の締約国の投資家が履行することを条件として、自国の領域にある当該他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

- (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
- (c) 契約に基づいて行われる投資財産に関連する支払
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

- (e) 当該一方の締約国の領域にある投資財産に関連する活動に従事する当該他方の締約国から赴任した者が得る収入その他の報酬
- (f) 前二条の規定に従って行われる支払
- (g) 第十六条の規定に基づく投資紛争の解決の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
 - (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
 - (b) 証券の発行、交換又は取引
 - (c) 刑事犯罪
 - (d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十二条 一時的なセーフガード措置

1 前条の規定にかかわらず、いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転について措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 例外的な状況において、資本の移動が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある場合

2 1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 国際通貨基金協定の当事国である限りにおいて、同協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。
- (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

い。

第十三条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国は、金融政策及び関連する信用政策又は為替政策を遂行するために一般に適用される差別的でない措置をとることを妨げられない。

3 1及び2の規定に基づいてとる措置がこの協定の他の規定に適合しない場合には、締約国は、当該措置を1及び2に規定する目的のためにとるものとし、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十四条 代位

1 一方の締約国又はその指定する機関（以下「保険者」という。）が、自国の投資家に対し、他方の締約国の領域において形成された当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険

契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該保険者への移転を承認し、かつ、当該保険者が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該保険者に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、第九条から第十一条までの規定を準用する。

2 代位される権利又は請求権は、投資家の当初の権利又は請求権を超えないものとする。

第十五条 協議

両締約国の代表者は、必要なときはいつでも、この協定の実施に影響を及ぼす事項について協議を行うことができる。この協議は、いずれか一方の締約国の提案に基づき、外交上の経路を通じて合意された時期に行われる。

第十六条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の領域にある当該他方の締約国の投資家の投資財産

について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務についての申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 6 (b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の領域において、行政的解決又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争は、可能な限り、紛争投資家及び紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）の間で誠実に行われる友好的な協議及び交渉によって解決する。このため、紛争投資家は、紛争締約国に対し、問題となっている措置に関する事実の簡潔な記述を記載した書面による協議の要請を送付する。協議は、紛争締約国が当該要請を受領した日の後三十日以内に開始する。この3のいかなる規定も、あつせん、調停、仲介等の拘束力を有しない第三者による手続の利用を妨げるものではない。

4 3の規定に従って紛争締約国が書面による協議の要請を受領した日から六箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、紛争投資家は、6 (b)の規定に従うことを条件として、当該投資紛争を次

のいずれかの国際的な仲裁に付託することができる。

(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合に限る。

(c) 国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5 第五条の規定に従うことを条件として、各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。ただし、第二条5から8までの規定に基づく紛争締約国の義務に関する投資紛争を除く。

6 (a) 5の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過し

た場合には、行うことができない。

(b) 紛争投資家が投資紛争を紛争締約国の権限のある裁判所若しくは行政裁判所又は4に規定するいずれかの仲裁に付託した場合には、当該紛争投資家によるその選択は、最終的なものとし、当該紛争投資家は、その後は他の仲裁又は権限のある裁判所若しくは行政裁判所に同一の投資紛争を付託することができない。

(c) 4及び5の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、1に規定する違反を構成するとされる紛争締約国の措置に関し、紛争投資家が当該紛争締約国の権限のある裁判所又は行政裁判所において手続を開始する権利を放棄する旨の書面を当該紛争締約国に提出する場合を除くほか、行うことができない。

7 4の規定により設置される仲裁廷は、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案について決定する。この関連において、紛争締約国の国内法令が請求に関連する場合には、当該国内法令は、事実の問題として検討される。

8 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

9 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。紛争締約国は、当該解釈に関して意見を表明することができる。

10 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したかどうか。

(b) 違反があった場合には、次の(i)及び(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方

(i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、関係する仲裁規則に従って裁定を下すことが

できる。

仲裁廷は、懲罰的損害賠償の支払を命ずる裁定を下してはならない。

11 紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとする事ができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

12 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下この条において「ニューヨーク条約」という。）の当事国において行う。

13 紛争締約国は、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の理由のために、紛争投資家が申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領した

こと又は将来受領することを主張することはできない。

14 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

15 紛争締約国の財産であつて、政府の非商業的目的に使用され、又はそのような使用が予定されるものに対するいかなる強制的な措置（仮差押え、仮処分、差押え、強制執行等）も、4に規定する仲裁又は当該仲裁の裁定についての紛争締約国以外の国の裁判所における裁判手続に関連して当該仲裁の裁定の前又は後にとつてはならない。

紛争締約国の財産のうち特に次の種類の財産は、当該紛争締約国によりこの15に規定する政府の非商業的目的に使用され、又はそのような使用が予定される財産とみなす。

(a) 当該紛争締約国の外交使節団、領事機関、特別使節団、国際機関に派遣されている使節団又は国際機関の内部機関若しくは国際会議に派遣されている代表団の任務の遂行に当たって使用され、又はそのような使用が予定される財産（銀行預金を含む。）

(b) 軍事的な性質の財産又は軍事的な任務の遂行に当たって使用され、若しくはそのような使用が予定される財産

(c) 当該紛争締約国の中央銀行その他金融当局の財産

(d) 当該紛争締約国の文化遺産の一部又は公文書の一部を構成する財産であつて、販売されておらず、かつ、販売が予定されていないもの

(e) 科学的、文化的又は歴史的に意義のある物の展示の一部を構成する財産であつて、販売されておらず、かつ、販売が予定されていないもの

第十七条 両締約国間の紛争の解決

1 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争は、可能な限り、両締約国間の協議を通じて解決する。

2 紛争についての通知の受領から六箇月以内に満足な調整に至らなかつた場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、この条の規定に従つて仲裁廷に付託される。

3 仲裁廷は、次の方法によつて構成する。各締約国は、各一人の仲裁人を任命するものとし、これらの二

人の仲裁人は、仲裁廷の長として任命される第三国の国民について合意する。仲裁人は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三箇月以内に任命されるものと、し、仲裁廷の長は、同日から五箇月以内に任命される。

4 3に規定する期間内に第三の仲裁人の必要な任命が行われなかった場合には、両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、国際司法裁判所長に対し必要な任命を行うよう要請する。国際司法裁判所長がいずれかの締約国の国民である場合又は他の理由によりこの任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所次長が必要な任命を行うよう要請される。同次長がいずれかの締約国の国民である場合又は同次長も当該任務を遂行することができない場合には、国際司法裁判所の裁判官のうちいずれの締約国の国民でもない次の席次の者が必要な任命を行うよう要請される。

5 仲裁廷は、この協定並びに国際法の規則及び原則に基づいて決定を下す。

6 両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁廷は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行うものとし、この決定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

7 各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁に参加することに関連する費用を負担す

る。仲裁廷の長に係る費用を含むその他の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十八条 租税

1 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

2 第十六条の規定に基づいて設立される仲裁廷は、締約国の租税に関する法令を解釈し、又は適用する権限を有しない。

第十九条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することを差し控える。一方の締約国は、自国の領域における他方の締約国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家

によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十一条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の領域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に

対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。

(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b) 公衆の道德の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2 この協定の他の規定（第十条及び第十六条15の規定を除く。）にかかわらず、各締約国は、次の措置をとることができる。

- (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
 - (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置
 - (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
- (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

第二十二條 協定の適用

この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の領域において当該他方の締約国の法令に従つて形成されたものについても適用する。もつとも、この協定は、この協定の効力発生の前に生じた紛争については、適用しない。

第二十三條 最終規定

1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目

の日に効力を生ずる。

2 この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

3 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

4 両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、両締約国間の投資を更に促進することを目的として、この協定の見直しを行う。

5 この協定の終了の日に前に形成された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

6 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十年一月八日にラバトで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

鈴木馨祐

モロッコ王国政府のために

モフシン・ジャズリ

附属書（第九条関係） 収用及び補償

1 両締約国は、第九条1の規定が収用に関する国家の義務に係る国際慣習法を反映することを意図したものであるとの理解を共有していることを確認する。

2 第九条1の規定は、次の二の事態を取り扱う。

(a) 第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b) 第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国の一又は一連の措置が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

3 締約国の一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するかどうかを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(a) 当該措置の経済的な影響（ただし、当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(b) 当該措置が投資財産から生ずる明確かつ合理的な期待を害する程度

(c) 当該措置の性質（当該措置の適用期間、当該措置が無差別なものであるかどうか、及び当該措置が公共の利益に比して均衡を失するものであるかどうかを含む。）

4 締約国の一又は一連の措置がその目的に照らして著しく厳しい場合又は著しく均衡を失する場合等極めて限られた場合を除くほか、公共の福祉に係る正当な目的（例えば、公衆衛生、安全及び環境）を保護するために立案され、及び適用される締約国の差別的でない措置は、間接的な収用を構成しない。